条 *例*

知 事 権 限 に 属 す る 事 務 処 理 \mathcal{O} 例 に 関 す る条 例 \mathcal{O} __ 部 を改 正 す る条 例 をここ

令和元年十二月二十四日

公

布

する

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第十七号

第 第 六十 一号 事の権限 知 事 \mathcal{O} \mathcal{O} 権 限に属 に属 _ 部 す を する る事 次 \mathcal{O} 務 事務処理 ょ うに 処 理 改 \mathcal{O} 正す \mathcal{O} 特 特 例 る 例 に に 関 する 関 す る条 例 例 \mathcal{O} 平 部 成 を +改 正 年埼玉県 す る条 条 例

の <u>-</u> 別表第十三項 を 加 を え、 第 介護 同 項 一号 老 第 人保 四号 事 務 事 健 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 7 欄 又 中 は 及 「第二十 介 び 護 同 医療院」 項第 -四条第 五. 号 事 に __ 改 務 項 8 \mathcal{O} る。 \mathcal{O} 中 下 に 又 は 第二十 介護 老 兀 条 保

院 别 を加 表 第 え 八十五 る。 項第二号事 務 \mathcal{O} 中 介 護老人保 健 施 設 \mathcal{O} 下 に 及 び 介 護 医 療

第二条 する。 知 事 の権 限 に 属 する事 務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 する条 例 \mathcal{O} _ 部 を 次 0 よう に 改 正

小 Ш 別表 町 第 を 七 加 項 え 第 号 市 町 村 \mathcal{O} 欄 及 び 同 項 第二号: 市 町 村 \mathcal{O} 中 嵐 Ш 町 \mathcal{O} 下

市 \mathcal{O} 下 別表 別表第五 別表第二十二項市 第五 加 え 志木 +る。 + _ 項 項 第 第 市 _ 号 を 町 __ 号 加 市 村 え 市 町 \mathcal{O} 町 村 同 村 \mathcal{O} 中 項 欄 \mathcal{O} 中 第 欄 小 中 鹿 _ 号 小 野 熊 鹿野 市 町 谷 町 市 町 村 \mathcal{O} \sqsubseteq 下 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 欄 に 下 下 中 に に 美里町 朝 霞市」 行田 東秩 市」を、 父村」 \mathcal{O} を 下 加 に える を加 \neg 朝 える。 霞市」 志 木

及 び 町、 皆 别 別表第七 第十 表第七十二項市 戸 Ш 長瀞 町 町 一条の三」 嵐 町 九 松 項第 Щ 伏 町 町 小 に 一号事 鹿 町 改 野 小 を 村 町 Ш 8 各 \mathcal{O} 町 務 町 東 同 \mathcal{O} 中 秩 村 Ш 項第二号 欄 父村、 島 滑 1 町、 に 中 Ш 改 町 及 美里 吉 市 \otimes 見 町 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ \mathcal{O} 町 町 村 第 下 同 +項 \mathcal{O} に 鳩 山 に 神 一条 崩 中 次 **の**二 町、 町 嵐 \mathcal{O} 「伊奈町 Ш 上里町、 号 ときがわ 町 を を 加 を加 毛呂山 え 寄居 町、 える る。 第 + 町 町 横 条 宮代 越生 の 二 町

兀 法 に 基 づ < 事 務 \mathcal{O} う ち、 次 に 掲 げ る Ł \mathcal{O}

1 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の

作成

2 法第四十九条第二項の規定による情報提供の要

市、戸田市、久喜

3 請 法 附 則第十 --- 条 第一 項 \mathcal{O} 規定に よる助言及 び

别 表 第 八 十 五. 項 中 第 四号 を 第五 号 لح 第三号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 号 を 加 え る

5

附

則

第

十

条第三項

 \mathcal{O}

規

定に

ょ

る

命

令

4

法

附

則

第

+

条第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る

勧

告

兀 7 6 5 4 3 2 び 法 法第百 法第百 法第 第 法 法 頭 法 に 法第百十五 第 第 \mathcal{O} 兀 基 要求及 百 百 百 項 百 づ 十五 十五 十 五 十 五 十 五 \mathcal{O} < 規定に 五. 事 条の び 立 条の三十四 条の三十四 条の三十四第二項 条の三十四第 条の三十三第 条 務 の三十二第二項第 \mathcal{O} 三十 一入検査 よる届 Ď ち、 匹 第三項 第五 第 四 出 次 [の受理 に _ 項 の 掲げ 項 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 規定に 規定 規定による命 規 規定による公 規定によ る 定 号、 ŧ による に \mathcal{O} 第三項及 ょ ょ る る る 命 通 公 示 令 表 知 Ш \Box 市

イ び第二号ホ 項 別表 を 加 第 第五十二条の え、 九 + を加え、 同 欄中 項 事 六、 31 務 同欄 を \mathcal{O} 32 と し 第五十二条の七 欄 29 を 同 26 中 第十六 欄 30 を 30 と し、 31 と し、 条第五 第 一項及び 同 欄 同欄 項」 28 第五 \mathcal{O} 29 \mathcal{O} 次 中 下 に次の + に 第一 九条 \neg ように 号 の二第二項第三号 第 口 五十二条 _ \mathcal{O} 加 え 下 る。 \mathcal{O} 五. 万及 第

29 施行 規 則第五十二条 \mathcal{O} 八第一 項の規定による確 認 \mathcal{O} 取消

 \mathcal{O} 下 別表第九十七項第三号市 滑 Ш 深谷市」を、「戸田市」 町 を、 「吉見町」の 町 村 の の 下 欄中「所沢市」 下 にこっ につ、 鳩山町」 入間市」を、 の 下 に を加える。 $\vec{\ }$ 「毛呂山 飯能市 町 を、 _ \mathcal{O} 「鴻巣市」 下 に 一、

表第百 表 第百 兀 項 市 項市 町 村 0 \mathcal{O} 欄中 欄中 鳩山 「小鹿野町 町 \mathcal{O} _ の 下 下に に \neg \neg 皆 美 里 野町」を加える。 町」を加 える。

第三条 する。 知 事 \mathcal{O} 権 限 に属 する事 務処理 の 特 例 に関 する条例 \mathcal{O} __ 部 を次 \mathcal{O} よう に 改

項、 条第三項 第二十 表第 七 (法第二十 · 四 条 +「第二十二条の 六 項第一 $\mathcal{O} \stackrel{\frown}{=} \mathcal{O} \stackrel{\frown}{=} \stackrel{\frown}{=}$ ・四条の 号事 六第二項、 四 に 務 改め、 \mathcal{O} を 欄 「第二十二条の六、 4 同 中 第二十 欄 8 第二十四条の 中 匹 「第二十二条の 条 の 二 四 第二十三条第四 を 第二十 を 六第三項、 第二十四条 項 \mathcal{O} 第二十三 五第二 (法第二 \mathcal{O} 兀 第

その 第二項」 十 +五. 兀 「第二十五条第三項」を 並 次に次の 第二十四条の二第三項、 10中 条第三項」 \mathcal{O} びに第二十五条第一 に 「第二十四条の四」を「第二十四 改 め、 ように加 に改め、 同 欄中 える。 同欄 「第二十五条第二項 27 を 29 「第二十五条第 項」 第二十五条第五項」 9 とし、 中 を「、 「第二十 12 第二十四条の二第一項並 から · 四 条 |条の四 四項」 ごを 26 までを14 0 四 を加え、 [第一項] 「第二十四条の に改め、 を「第二十四 から に改 同 同欄11を同欄 28 ま め、 10 び を同欄 でとし、 に第二十五条 条 $\lceil \circ \rceil$ \mathcal{O} 兀 11 13 の 下 に]第一項」 同 欄 11 とし、

- 12 法第二十五条第一項の規定による指導及び助言
- 別 表第七十 六 項第一号事務 \mathcal{O} 欄 9 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ように 加 え る。
- 10 法 第二十三条第三項 (法第二十 兀 条 \mathcal{O} 兀 第 _ 項 お 11 て 準 用 す

む。)の規定による公表

- は、 当該 \mathcal{O} 条例 各号に定め は、 令和二年四 る日 か 5 月 施 _ 行 日 する。 か ら施行 する。 ただ 次 \mathcal{O} 各号に掲げ る 定
- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 令和二年六月一日
- び執行 ては、 に係るそ た申 て \mathcal{O} ŋ 知 \mathcal{O} 請 す 事 条 \mathcal{O} 议 当該 ることとなる事務に が 例 れ \mathcal{O} 下 ぞ 規 \mathcal{O} (第三条の規定を除 行為で、 定。 市 れ た処分そ 施施 町 0) \mathcal{O} 法令、 行 村 行 以 の長の 日」とい 為とみなす 下 施行 \mathcal{O} 同 他 条例 した処分そ 日 \mathcal{O} に係るも に <u>ځ</u> 行為で現にその 若 \mathcal{O} 同 しくは規則 施 表 前 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 以下同じ。) に法令等 \mathcal{O} 市 \mathcal{O} は、 際 他 町 改正後 施行 村 \mathcal{O} (以下 行 効力を有するも \mathcal{O} の規定に 日 欄 (前 \mathcal{O} 以 に 又 「法令等」 別表の 後 · 掲 げ 項第一 は 当 に る市 ょ 該 お 事 号 り 市 け る法 知事 務 とい 町 町 \mathcal{O} に 又はこ 村 村 \mathcal{O} 掲 げる 令 欄 \mathcal{O} \mathcal{O} . う 。 長に 長が 対 等 に 掲 規定 \mathcal{O} \mathcal{O} 対 適 管 T \mathcal{O} げ 用 理 さ 例 規 定 て \mathcal{O} 0 及 た 施 0